

番 号
年 月 日

配員名簿

住 所
名 称
代表者の氏名

1. 船舶の概要

項目		内容
船舶の区分※ ¹		
船舶の名称		
船舶の製造者		
船体	全長	
	基準排水量	
	総トン数	
無線設備※ ²		
番号	名称	免許の番号又は承認番号※ ³

2. 資格の要件を満たす者の配置

(1) 船舶の運航又は船舶の操縦

番号	氏名	資格	船長 ^{※4}	証する書類 ^{※6}

(2) 船舶の機関の運転

番号	氏名	資格	20歳以上の者 ^{※5}	証する書類 ^{※6}

(3) 無線設備の操作に従事する者

番号	氏名	資格	証する書類 ^{※6}

(備考)

1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 (※1)「船舶の区分」については、次に掲げるもののうち該当するものを選択すること。

(1) 水陸両用車

(2) 基準排水量33.3トン未満又は総トン数20トン未満の船舶であって、沿海区域のうち次に掲げる区域のみを航行するもの（以下「沿岸小型船舶」という。）

ア 平水区域

イ 本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から五海里以内の水域

(3) 基準排水量33.3トン未満又は総トン数20トン未満の船舶（沿岸小型船舶を除く。）

(4) 基準排水量33.3トン以上100トン未満の船舶

(5) 基準排水量100トン以上250トン未満の船舶及び基準排水量250トン以上1,000トン未満の船舶であって平水区域のみを航行するもの

(6) 基準排水量250トン以上1,000トン未満の船舶（平水区域のみを航行するものを除く。）

(7) 基準排水量1,000トン以上かつ総トン数5,000トン未満の船舶

(8) 基準排水量1,000トン以上かつ総トン数5,000トン以上の船舶

3 (※2)「無線設備」の欄には、船舶が有する無線設備の種類を全て記載し、記載する無線設備の種類の数に応じて行を追加すること。

4 (※3)「免許の番号又は承認番号」の欄には、「無線設備」の欄に記載した無線設備について、電波法（昭和25年法律第131号）第14条第1項第1号に規定する免許の番号又は自衛隊法（昭和29年法律第165号）第112条第4項の規定により防衛大臣が定める無線局の開設に関し必要な基準に適合しているものとして防衛大臣の承認を受けた際に付与される番号を記載すること。

- 5 2. の表には、配員する可能性がある者を全て記載し、記載する者の数に応じて行を追加すること。
それぞれの航行においては、自衛隊法第111条の規定に基づき防衛大臣が定める配員の基準に従い、同表に記載した者のうちから同基準に合致するように配員すること。
- 6 (※4)「船長」の欄には、「氏名」の欄に記載する者が船長として配員される可能性がある場合に「○」を付すこと。
- 7 (※5)「20歳以上の者」の欄には、「氏名」の欄に記載する者が20歳以上の者である場合に「○」を付すこと。
- 8 (※6)「証する書類」の欄には、該当する書類の名称、頁番号等の該当箇所を特定することができる事項を記載すること。